

下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（平成26年条例第54号）を根拠として取り組む「住民自治によるまちづくり」を総合的に推進するための基本方針を示す下関市住民自治によるまちづくり推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、まちづくりの主体である市民代表者からの意見聴取を行う場として、下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に当たり、計画の重要事項等に関する意見・提言
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 関係団体から選任する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が特に認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、市長が指名するものとする。
- 3 委員長は、会議の進行を行い、会議が円滑に進められるよう努めるものとする。
- 4 委員長が欠席、又は事故があるときは、副委員長がその職務を代理するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部まちづくり政策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。